

平成 年分 株式等の譲渡の対価等の支払調書

支払又は 交付を受 ける者	住所（居所）			
	氏名			
区 分	銘柄又は名称	株数又は 口数	支払金額又は交付金額	支払又は 交付確定年月日
		株(口)	千円	・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
(摘要)				
支払者 又は 交付者	所在地			
	名称	(電話)		
支払の 取扱者	所在地			
	名称	(電話)		
整理欄	①	②		

365

平成 年分 株式等の譲渡の対価等の支払調書

支払又は 交付を受 ける者	住所（居所）			
	氏名			
区 分	銘柄又は名称	株数又は 口数	支払金額又は交付金額	支払又は 交付確定年月日
		株(口)	千円	・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
(摘要)				
支払者 又は 交付者	所在地			
	名称	(電話)		
支払の 取扱者	所在地			
	名称	(電話)		
整理欄	①	②		

365

平成 年分 株式等の譲渡の対価等の支払調書

支払又は 交付を受 ける者	住所（居所）			
	氏名			
区 分	銘柄又は名称	株数又は 口数	支払金額又は交付金額	支払又は 交付確定年月日
		株(口)	千円	・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
(摘要)				
支払者 又は 交付者	所在地			
	名称	(電話)		
支払の 取扱者	所在地			
	名称	(電話)		
整理欄	①	②		

365

平成 年分 株式等の譲渡の対価等の支払調書

支払又は 交付を受 ける者	住所（居所）			
	氏名			
区 分	銘柄又は名称	株数又は 口数	支払金額又は交付金額	支払又は 交付確定年月日
		株(口)	千円	・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・
(摘要)				
支払者 又は 交付者	所在地			
	名称	(電話)		
支払の 取扱者	所在地			
	名称	(電話)		
整理欄	①	②		

365

【株式等の譲渡の対価等の支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この支払調書は、居住者及び第 90 条の 2 第 1 項に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者（租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 23 項の規定の適用がある場合には同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする非居住者とし、同令第 19 条の 4 第 15 項において準用する同令第 19 条の 3 第 23 項の規定の適用がある場合には同令第 19 条の 4 第 15 項に規定する特定外国株式の譲渡をする非居住者とする。）に支払う法第 224 条の 3 第 2 項に規定する株式等（以下この表において「株式等」という。）の譲渡の対価又は交付する同条第 4 項に規定する償還金等（以下この表において「償還金等」という。）について使用することとし、株式等の譲渡の対価又は償還金等ごとに作成すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「区分」の欄には、株式（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 3 に規定する株式交換完全子法人の株式については株式交換完全子法人株式、同条第 12 号の 6 の 5 に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移転完全子法人株式、法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式については取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式については取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第 5 号に規定する取得条項付新株予約権については取得条項付新株予約権、租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 24 項に規定する特定株式又は承継特定株式については特定株式又は承継特定株式、同令第 19 条の 4 第 16 項に規定する特定外国株式については特定外国株式、租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式又は特定保有株式については特定管理株式又は特定保有株式）、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口をいう。）、端数（法第 224 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する 1 株又は 1 口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。）、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権（特定株式投資信託の受益権を除く。）をいう。）、非公社債等投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。）、特定目的信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権のように記載すること。
 - (3) 「支払金額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。
 - (4) 「支払又は交付確定年月日」の欄には、株式等の譲渡の対価の支払にあつてはその支払の確定した年月日を、償還金等の交付にあつてはその交付の基因となつた株式等証券投資信託等（令第 346 条第 1 項第 1 号に規定する株式等証券投資信託等をいう。）の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割の年月日を記載すること。
 - (5) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうち、租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 24 項に規定する特定株式若しくは承継特定株式又は同令第 19 条の 4 第 16 項に規定する特定外国株式の譲渡に係る金額及び当該特定株式若しくは承継特定株式又は特定外国株式と同一銘柄の他の株式の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載すること。
 - (6) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうち、租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式又は特定保有株式の譲渡に係る金額及び当該特定管理株式又は特定保有株式と同一銘柄の他の株式の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載すること。
 - (7) この支払調書を株式等の譲渡の対価の支払について作成する場合には「株式等の譲渡の対価の支払調書」と、償還金等の交付について作成する場合には「株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書」と、それぞれ「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 償還金等の租税特別措置法第 38 条第 3 項に規定する支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該償還金等の交付者及び当該支払の取扱者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者又は交付者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (10) 支払又は交付を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。